

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成3年10月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に、平成元年10月2日に就職し、3年10月31日に退職したが、後任との引き継ぎのため、同年11月20日まで勤務した。

私が同社から取り寄せた賃金台帳及び給料支払明細書（控）の平成3年10月分には、同年9月及び10月分の健康保険料及び厚生年金保険料が給与から控除されており、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社から提供のあった申立人に係る出勤表から、平成3年10月31日まで継続して勤務し、従前と変わらない雇用形態であったことが確認できる。

また、申立人に係るA社の賃金台帳及び平成3年10月分の給料支払明細書（控）から申立期間に係る同年10月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成3年10月分の給料から控除されている厚生年金保険料額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の保険料納付に関する資料が確認できないことから

不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の平成3年10月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 26 日から 37 年 3 月 26 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 6 月 5 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 6 日から 43 年 11 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社を昭和 43 年 11 月 1 日に退職したが、同社を含めた 3 事業所の脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 3 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 48 年 9 月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 45 年 12 月から 48 年 9 月まで A 組合に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶している。同組合の前は B 会に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録から申立期間は A 組合に勤務していたと認められるものの、同組合は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、社会保険事務所の保管する申立人の夫の健康保険被保険者原票によれば、申立人は昭和 45 年 11 月 10 日から 56 年 6 月 30 日までの間、夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚の証言は得られなかったものの、オンライン記録上、同僚は申立期間においては国民年金に加入している上、申立人は A 組合に勤務中の昭和 48 年 9 月に国民年金に任意加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月から 34 年 7 月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 31 年 6 月、A株式会社B工場に半年契約で入社し、工場内の事務所で勤務していた。契約満了後も同社の食堂部で引き続き 2 年半程度勤務していたことを記憶しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚の証言から、申立期間においてはA株式会社B工場の食堂部で勤務していたことは推認される。

しかしながら、同社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険被保険者名簿から昭和 32 年 1 月 2 日に厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人の「半年契約で入社した。」との主張とも期間的に一致しており、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったことが推測される。

また、申立期間当時の食堂部の同僚は、「食堂部の職員で正社員は僅か^{わず}であり、ほとんどが臨時雇いであった。申立人は正社員ではなかった。また、正社員のみが厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、社会保険庁のオンライン記録から、正社員であったとしている同僚は厚生年金保険に加入していたこと及び臨時雇いであったとしている同僚は厚生年金保険に加入していなかったことが確認できたことから、同僚の証言の信憑性^{びよう}が高いことがうかがえ、申立期間において申立人は正社員でなかったことが推測される。

さらに、複数の同僚から当時の状況等について聴取したものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 10 月に会社を退職し、個人でA建設を設立した。社員の希望で昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険及び健康保険に加入し、43 年 1 月まで私の分を含めて保険料を納付した。

昭和 60 年か 61 年ごろ社会保険事務所で年金記録を確認した際、A建設の加入期間が無いとの回答を受け、あきらめていたがねんきん特別便が送付されたことを機に申立てを行った。

社会保険事務所で個人事業主は厚生年金保険及び健康保険には加入できないと説明を受けたが、昭和 38 年 10 月に加入申請をしたときには加入できないとの説明は受けていない。当時、「B〇〇1」（〇〇部分はひらがなとしか覚えていない。）の記号番号の健康保険証を持ち、医療機関で受診した記憶がある。申立期間の厚生年金保険加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月に個人で設立したA建設について健康保険及び厚生年金保険の適用を申請し、申立人自身も被保険者として適用されたと申し立てているが、申立人は個人事業主であるため制度上厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、申立期間に健康保険で医療機関を受診したと述べているため、他の医療保険制度の加入の有無及び医療機関の受診の有無についてC市及び申立人が受診したとする医療機関に照会を行ったが、いずれも受診等の事実が確認できない旨の回答を得た。

さらに、申立人は、A建設での健康保険証の記号番号について、「二・三

文字あったひらがな部分は覚えていないが、番号は※番であったことに間違いはない。」と主張しているが、A建設の健康保険証の記号番号の※番は申立人とは別の従業員であることが確認できることから、申立人の主張する健康保険証の記号番号は申立期間後の昭和43年4月1日から健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となった有限会社Dに係る申立人の健康保険証の記号番号であると推測される。

加えて、申立人は「自分の厚生年金保険料も従業員分と併せて納付した。」と主張しているものの、A建設の経理等の事務は申立人自身が行っており、従業員から当時の状況等について詳細な証言を得ることができない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、厚生年金保険の被保険者となることができなかつた事業主であることを踏まえると納付していたものとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。